

14 排出水の汚染状態の測定

1 概要

排出水を排出する者には、当該排出水の汚染状態を自らが測定し、その結果を記録・保存することが義務づけられている。

2 排出水の汚染状態の測定、記録及び保存（▶水濁法施行規則第9条）

(1) 対象事業場

水質汚濁防止法の排水基準が適用される事業場

(2) 測定項目

ア 当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目（P.25～参照）のうち、水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4「排出水の汚染状態及び量」により排水口ごとに届出を行った項目（瀬戸内海環境保全特別措置法，鉱山保安法，電気事業法等の許可若しくは認可を施設については，それぞれの法律に基づく許可若しくは認可の申請等に係る書類に記載した項目）（以下「別紙4届出項目」という。）

イ その他の項目（以下「別紙4届出外項目」という。）

(3) 測定頻度

ア 別紙4届出項目については1年に1回以上（※1）

※1 旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場における，砒素及びその化合物，ほう素及びその化合物，ふっ素及びその化合物，水素イオン濃度，銅含有量，亜鉛含有量，溶解性鉄含有量，溶解性マンガン含有量，クロム含有量の測定回数については，3年に1回以上。

イ 別紙4届出外項目については必要に応じて行う。

(4) 測定時期

排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採水

(5) 測定方法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境省告示第64号）

(6) 測定結果の記録

様式第8（水質測定記録表）により記録

(7) 測定結果の保存

様式第8は，測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに3年間保存（※2）

※2 測定を事業者自らが行う場合は試料採取記録，結果計算表，測定野帳チャート類など，外部に委託する場合は，計量証明書等。

○ 水質汚濁防止法施行規則 様式第8（水質測定記録表）

様式8（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表
排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。